

2023 年度  
「神戸モデル標準服」製造認定メーカー募集

実施要領



令和5年11月1日

神戸市教育委員会事務局  
学校教育課

## 1. 「神戸モデル標準服」について

### (1) 経緯

市立中学校の標準服（制服）は、入学時に準備する品目の中で比較的高額であるとともに、原材料の高騰などに伴い、その販売価格が近年上昇傾向にあり、保護者の経済的負担が大きくなっています。

また、従来の標準服では、性の多様性への配慮が難しい場合があることから、保護者の経済的負担軽減や性の多様性への配慮などへ対応していくため、令和元年7月に「神戸市立中学校標準服のあり方に関する検討会」を設置しました。

議論の結果、「①選択や組み合わせの多様性等の配慮が施されていること、②デザイン的にも洗練されたものであること、③神戸らしさを感じさせる意匠（例えば神戸タータンなど）を取り入れたものであること、④価格面でも現行の各校独自標準服の平均的価格帯内で入手することが可能なものであること、上記の各点を反映した「神戸モデル標準服」（以下「モデル標準服」とする。）を作成することが適切である」との検討会の提言を受け、「モデル標準服」の導入を推進しています。

### (2) デザイン及び流通について

「モデル標準服」のデザインについては、小中学校保護者や中学校生徒、学識経験者等で構成された「神戸モデル標準服デザイン選定委員会」により6社12案のデザイン提案を4案に絞り、その4案について、小中学校の児童生徒及びその保護者の投票によって、ベースとなるデザインを決定しました。

また、販売や製造にあたっては、新規事業者の参入を流通のあり方について幅広く意見を求めるため、「神戸市立中学校標準服のあり方に関する検討会 流通部会」を設置し、同部会での意見をもとに神戸市教育委員会事務局で基本方針を策定しました。

### (3) 各校での採用について

- ・ 導入方法は①新入生より全員着用、または②希望者による着用を認めるとする。
- ・ 導入時期は令和7年度までとする。
- ・ 上記2点について、生徒や保護者の意見等を踏まえて各校で判断します。

（既に各校独自の標準服を着用している生徒は対象外）

（参考）神戸市立中学校生徒数（令和5年8月22日現在）速報値

33,903人（義務教育学校2校を含む82校。夜間中学校を除く。）

## 2. 概要

「モデル標準服」は、品質を確保するため、神戸市教育委員会事務局が認定するメーカー（神戸モデル標準服製造認定メーカー）が製造した標準服のみとします。前回（令和4年2月実施）、または今回の募集で認定を受けられないメーカーの製品は令和6年度新入生に販売できませんので、ご注意ください。

### 募集対象

#### (1) 新規認定申請

#### (2) 製品の追加申請

前回（令和4年2月実施）の募集で「認定メーカー」となった事業者が、前回申請していない製品を令和6年度以降に販売する場合は、該当製品について追加申請し、認定を受ける必要があります。

### **3. 参加資格**

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 国及び神戸市、その他の地方自治体から指名停止措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定を準用し、それに該当していないこと。
- (3) 神戸市における請負及び委託契約の業務について、これまで契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。
- (4) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。
- (6) 次に掲げる法人等でないこと。
  - ア. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ. 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人等。
  - ウ. 暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者を役員に含む法人等。その他「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（以下「暴力団等排除要綱」とする。）第5条を準用し、該当しないこと。
- (7) 暴力団等排除要綱第5条を準用し、これに該当する者を本業務の履行に関連する契約の相手方としないこと。
- (8) 事業者及びその代表者が国税及び地方税を滞納していないこと。
- (9) 代表者及び役員に破産者又は禁固以上の刑に処されている者がいる法人等でないこと。また、代表者が成年被後見人、被保佐人でないこと。
- (10) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (11) 下記5. で示す「スタンダードタイプ」について、別途通知する希望販売価格以下となりうる製品設定を行うこと。
- (12) ユニフォーム事業について生産・納入実績があること。
- (13) 連絡・調整・打合せ等に際し、迅速に対応できる体制を有していること。

### **4. 応募手続等**

#### **(1) 実施要領などの公表**

令和5年11月1日（水曜）から

※基本仕様書及び生地サンプルについては [shidou-chutou@office.city.kobe.lg.jp](mailto:shidou-chutou@office.city.kobe.lg.jp) へ「企業名、担当者氏名、住所（郵便番号必須）、電話番号、基本仕様書及び生地サンプル希望の旨」

記載したEメールを送付ください。参加資格の確認前であっても順次、送付します。ただし、送付した生地サンプルは、審査会で使用するため、「補助資料・価格表」の提出と併せて、令和5年12月11日（月曜）午後5時までに返却ください（必着）。

（「認定メーカー」が製品の追加申請を行う場合、基本仕様書の送付は行いますが、生地サンプルの再送付は行いません。）

## （２）参加申込書等の提出

前述3.の資格条件を満たしている者で、参加を希望する者は、次により参加申込を行ってください。

ア. 提出期限 令和5年11月21日（火曜）午後5時まで

イ. 提出方法

持参又は郵送・宅配とする。郵送・宅配の場合は、書留等受取記録が残る方法にて上記提出期限必着とする。

持参、郵送・宅配いずれの場合も、提出前に下記提出先に電話にて連絡すること。

ウ. 提出先

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号神戸ハーバーランドセンタービル4階  
神戸市教育委員会事務局 学校教育課 学校教育課「神戸モデル標準服」担当  
電話：078-984-0716

（土日祝日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

- ・郵送及び宅配で受領した場合、受領後3開庁日以内に電話またはEメールにて連絡する。
- もし受領連絡がない場合には、申込者から本市に問い合わせること。

エ. 提出書類（各1部）

- ①誓約書兼参加申込書（様式1）
- ②法人登記簿謄本（令和5年11月1日以降に発行された正本）
- ③代表者印鑑登録証明書（令和5年11月1日以降に発行された正本）
- ④委任状（代表者以外の者が申込する場合）及び使用印鑑届（代表者印鑑以外の印を使用する場合）（様式2）
- ⑤定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類
- ⑥事業経歴書（様式3）
- ⑦財務状況に関する以下の書類
  - ・直近3ヵ年分の貸借対照表
  - ・直近3ヵ年分の損益計算書又は収支計算書
- ⑧⑦に係る財務監査資料（i 公認会計士・監査法人の監査報告書、決算報告書に係る附属明細書[i、iiともに提出すること]）
- ⑨業績報告書（様式4）
- ⑩国税の納税証明書（同証明書「その3の3」[法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明]）（令和5年11月1日以降に発行された正本）

- ⑪本店所在地の都道府県税、市町村税において滞納がないことの証明書（令和5年11月1日以降に発行された正本）
- ⑫申請する製品内容（様式任意、品目名、Aタイプ・Bタイプの区別等概要を記載したもの）  
 ※製品の追加申請を行う場合は、提出書類①～⑪は提出済みのため、⑫「申請する製品内容」に関する資料のみ提出してください。

### （3）参加資格の確認及び通知

参加資格は提出後随時確認し、結果及び理由を通知します。

### （4）参加資格の喪失

参加資格の確認後に、次のいずれかに該当することが判明したときは、参加資格を喪失したものとします。

- ア. 3. の資格条件を満たさなくなったとき。  
 イ. 4.（2）エ. に定める提出書類に虚偽の記載をしたとき。

### （5）質問の受付

- ア. 受付期間 令和5年11月1日（水曜）から令和5年11月9日（木曜）午後5時まで  
 イ. 提出方法 質問書（様式5）を作成し、下記提出先までEメールにより提出すること。  
 ウ. 提出先 shidou-chutou@office.city.kobe.lg.jp  
 エ. 回答 参加者間の公平性確保のために必要と認めた質問事項については、質問内容と回答を令和5年11月15日（水曜）〈予定〉に神戸市ホームページ上で回答します。  
 回答内容は実施要領を補足する効力を持つものとします。

〈掲載予定〉市立中学校の制服（標準服）ページ

<https://www.city.kobe.lg.jp/z/kyoikuinkai/koubehyoujunnfuku.html>

## 5. 募集対象について

以下「募集を行う品目」のとおり。

なお、別紙基本仕様書に沿って、製品を提案すること。

### 〈募集を行う品目〉※下線がスタンダードタイプ

品目	中心サイズ	服種・備考
ブレザー	Aタイプ（170A） Bタイプ（160A）	<u>Aタイプ：長め丈</u> <u>Bタイプ：普通丈</u>
スラックス	Aタイプ（W76） Bタイプ（W64）	冬用・夏用またはオールシーズン共通 <u>Aタイプ用・Bタイプ用</u>
プリーツスカート （車ひだ）	Bタイプ合わせ想定 （W63）	冬用・夏用またはオールシーズン共通 <u>※Bタイプ合わせ想定</u>
キュロットスカート	Bタイプ合わせ想定 （W63）	冬用・夏用またはオールシーズン共通 <u>※Bタイプ合わせ想定</u>

長袖シャツ	170 cm	無地（白）、ライン入り（白）、ライン入り（クレリック）、衿タータン（白） ※A・Bタイプ共通
半袖シャツ		無地（白）、衿タータン（白） ※A・Bタイプ共通
ポロシャツ	M	ノーマル紺タイプ・ライン入り白タイプ ※A・Bタイプ共通
長袖ニット	M	※A・Bタイプ共通（グレー）（紺）
ベスト	M	※A・Bタイプ共通（グレー）（紺）
ネクタイ		神戸タータン柄、無地+ライン ※A・Bタイプ共通
リボン		神戸タータン柄、ヨット柄 ※A・Bタイプ共通

### （１）スタンダードタイプ（新規認定申請のみ）

以下に示す品目について、神戸市教育委員会事務局が定める希望販売価格※を超えない「スタンダードタイプ」を必ず提案すること。（小規模校のロット数（10人～20人）でも同様の価格想定とする）

#### 〔Aタイプ〕

- ①ブレザー②スラックス

#### 〔Bタイプ〕

- ①ブレザー②プリーツスカート（車ひだ）または、①ブレザー②スラックス

#### ※希望販売価格

- ・市立中学校の標準服流通価格等を鑑みて神戸市教育委員会事務局が定めるものであり、一般的に流通されている中心サイズを基準にしています。
- ・基本仕様書等と併せて通知します。
- ・販売店の販売価格の設定を拘束するものではありません。
- ・社外へ漏らさないようにしてください。

### （２）留意事項

- ア. できる限り、中心サイズ以外においても同程度の価格設定が可能となるよう配慮すること。
- イ. スタンダードタイプについては、希望販売価格以下となりうる製品以外に、より高品質で希望販売価格を超えた別製品を追加で提案できます。
- ウ. 令和6年度より販売を予定している品目については、今回の募集で必ず提案してください。
- エ. 神戸タータンの使用について、神戸タータン協議会への使用許可等の手続きは不要です。
- オ. 実物のサンプル確認が必要な場合は、神戸市教育委員会事務局までお問い合わせください。

## 6. サンプル・補助資料の作成・提出

### (1) 製品または生地サンプルの作成・提出

提案する製品のサンプルを作成し、基本仕様書に定める服種ごとに1着提出すること。

- ・同じ服種で色、生地、機能が異なる場合は製品サンプル及び生地サンプルの提出を認めません。
- ・提出するサイズは上記「募集を行う品目」記載の中心サイズのものとしします。
- ・(新規認定申請のみ) スタンダードタイプの製品サンプルは必ず提出してください。
- ・夏用スラックス・スカートを申請する場合、デザインが同じ場合は生地サンプルのみの提出を可とします。
- ・スラックスとスカートなど異なる服種間で共通の生地を使用する場合、その旨を付したうえで生地サンプル1種類を提出してください。
- ・(製品の追加申請のみ) 新たに申請する品目の製品・生地サンプルのみ提出してください。

### (2) 補助資料の作成・提出

製品の生地や機能性などに関する補助資料・価格表・素材性能に関する資料を提出すること。(様式6・7・8) なお、補助資料には、下記の事項を記載することとする。

①製品ごとの想定販売価格(ロット数で変動する場合はロット数ごと)

※スタンダードタイプは、その旨記載すること。

②表生地や裏生地、袋布など使用する生地の生地メーカー・織・品番・色(色番など)・混紡率

③基本仕様書に記載のない、参加者の創意工夫及び企業努力による仕様や機能

### (3) 提出先及び期限

①製品・生地サンプル

令和5年12月14日(木曜)午後5時まで(必着)

提出場所：神戸市教育委員会事務局 学校教育部 学校教育課

(本市が貸し出した生地サンプルも併せてご返却ください。)

- ・製品サンプルの提出方法は任意としますが、各製品をハンガーラックにかけるなど、審査のし易さに配慮すること。
- ・生地サンプルは5cm×5cmを8部提出すること。
- ・持参及び郵送・宅配のいずれでも提出可能ですが、事前に電話連絡をお願いします。

②補助資料・価格表

令和5年12月11日(月曜)午後5時まで(必着)

提出方法：PDFデータをEメール([shidou-chutou@office.city.kobe.lg.jp](mailto:shidou-chutou@office.city.kobe.lg.jp))で送信すること

## 7. 審査に関する事項

### (1) 審査会について

審査委員が提出資料やサンプル等を確認し、審査を行います。

#### ア. 開催日時

令和5年12月15日（金曜）

#### イ. 開催場所

神戸市教育委員会事務局（神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号神戸ハーバーランドセンタービル4階）を予定。

#### ウ. 審査会における質疑等

参加者は、審査委員からの質疑応答に対応してください。

- ・日時、場所及び内容の詳細については、参加申込書等の提出期限後に別途通知します。
- ・1社あたり10分程度を想定しています。
- ・質疑応答のみとします（プレゼン不要）
- ・（製品の追加申請のみ）提出資料及びサンプルによる書類審査とし、審査会当日は出席不要です。（審査委員から質問があった場合は別途Eメールにて質疑応答を行います）

### (2) 審査項目

	審査項目
事業者に関する事項	①財務状態の健全性
製品に関する事項	②製品・生地サンプルの色みが生地見本と同一か
	③基本仕様書に適合しているか
	④その他、製品及び製造方法等に重大な欠陥がないか

### (3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、審査対象から除外します。

- ア. 審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ. 他の参加者と提案内容またはその意思について相談を行うこと。
- ウ. 審査終了までの間に、他の参加者に対して提案内容を意図的に開示すること。
- エ. 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ. （新規認定申請のみ）審査会を欠席した場合。
- カ. その他審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

### (4) 審査結果の通知

審査結果は決定後、全ての参加者にEメールにて通知します。

### (5) その他

軽微な修正であれば、書類等を再提出のうえ認定を行う場合があります。



## 8. 協定に関する事項

### (1) 協定締結について（新規申請のみ）

審査の結果、合格した参加者は、神戸市教育委員会事務局が認める「認定メーカー」とし、神戸市教育委員会事務局とメーカー間で協定を締結します。

なお、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、協定締結をしない場合があります。

### (2) 協定書（案）

別紙のとおりとします。（有効期間 締結日より5年間）

### (3) 協定締結後の手続き

#### ア. 品質担保

「認定メーカー」の製品については、毎年度、基本仕様書に適合しているか、また、申告のあった性能を有するかを確認します。（詳細は認定後に通知します。）

#### イ. 協定の解除等

協定締結後に、基本仕様書に違反していること、または申請内容にある性能を有していないことが判明した場合は、注意勧告等の改善を要請する場合があります、改善が見られない場合は、協定の解除あるいは更新を行わないことがあります。

また、協定締結期間中に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、協定を解除します。

## 9. スケジュール

(1) 公募開始	令和5年11月1日（水曜）
(2) 質問受付締切日	令和5年11月9日（木曜）午後5時まで
(3) 質問に対する回答	令和5年11月15日（水曜）（予定）
(4) 参加申込期限	令和5年11月21日（火曜）午後5時まで
(5) 参加決定通知送付	令和5年11月24日（金曜）まで
(6) 補助資料・価格表提出期限	令和5年12月11日（月曜）午後5時まで
(7) 製品・生地サンプル提出期限	令和5年12月14日（木曜）午後5時まで
(8) 審査会の実施	令和5年12月15日（金曜）
(9) 審査結果通知	令和5年12月下旬（予定）
(10) 協定締結・事業開始	令和6年2月上旬（予定）

## 10. その他

### (1) 提案に要する費用、条件等

ア. サンプルや資料作成に要する費用は、参加者負担とすること。

イ. 採用された資料は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

ウ. 提出を受けた資料は返却を行わない。

- エ. 提出を受けたサンプルは原則として返却するが、認定メーカーについては、各校の導入検討等のため使用協力を求める場合があること。
- オ. 提出された資料は、審査以外の用途で参加者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- カ. 参加申込後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市協定事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の参加は無効とすること。
- キ. 「モデル標準服」のデザインに関する権利は神戸市に帰属するものとする。

## (2) 供給段階における事項

- ア. 「認定メーカー」として認められた場合でも卸売り先の販売店のあっせんや調整などは神戸市教育委員会事務局は行わない。供給にかかる調整は自社の責任で行うこと。
- イ. 認定後、実際の供給段階において、特注サイズやアレルギーといった個別対応が必要な場合は、基本仕様書に可能な限り準拠することとして、審査会において審査を受けていない対応が必要な場合は柔軟な対応を行うことを認める。また、その際も、できる限り、中心サイズの製品と同程度の価格設定が可能なように配慮すること。
- ウ. 補修やサイズ直し等のアフターフォロー対応に協力すること（販売店を通じた卸売り販売を行う際は、販売店を通じた対応も可能とする。販売店を通さない直接販売の場合は、保護者・生徒からの個別の要望に可能な限り対応すること）。

## (3) 問い合わせ先

〒650-0044

神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号神戸ハーバーランドセンタービル4階  
 神戸市教育委員会事務局 学校教育課 学校教育課「神戸モデル標準服」担当  
 電話：078-984-0716 Eメール：shidou-chutou@office.city.kobe.lg.jp

### 【参考資料】

#### 1. 「神戸モデル標準服」導入状況（令和5年11月時点）

導入時期	導入方法	校数	
令和5年度	全員着用	1	2
	希望者のみ購入・着用	1	
令和6年度	全員着用	26	30
	希望者のみ購入・着用	4	
令和7年度	全員着用	4	50
	希望者のみ購入・着用	46	
合計			82

## 2. 販売店の選定（認定メーカー決定後、募集予定）

- (1) 販売店については、市立中学校ごとの独自標準服における取り扱いとは異なり、①「認定メーカー」が製造し基本仕様書に適合した製品を取り扱うこと、②学校における販売・採寸が可能であることを条件に教育委員会へ届け出た販売店を「届出販売店」とし、いずれの「届出販売店」でも購入できることを基本とします。
- (2) 導入校における販売店の選定は、メーカー及び導入校が決定後、各校において「届出販売店」の中から、複数業者による簡易コンペ等で「推奨販売店」を1社以上選定します。なお、「認定メーカー」がEC販売を行う場合は、「届出販売店」として届け出る必要があります。

### <神戸モデル標準服の流通経路（概略図）>

